

○議長（茅沼隆文）

日程第3 議案第62号 開成町農業委員候補者選考委員会条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に基づく新たな農業委員の選考について、公正な選考委員会を設置する必要があるため、開成町農業委員候補者選考委員会条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

議案第62号 開成町農業委員候補者選考委員会条例を制定することについて。

開成町農業委員候補者選考委員会条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月20日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、まず、今回の条例制定についてご説明をいたします。

農業委員会等に関する法律の改正を受け、先ほどご承認いただきました開成町農業委員会の委員の定数条例にて定められている農業委員12人を選任するため、開成町農業委員候補者選考委員会を開催し委員の選考を行うため条例を制定するものです。この条例につきましては、これまでの説明では規則として制定を予定しておりましたが、選考の透明性・公平性の観点から県等と協議の上、条例として制定をさせていただくものです。

なお、本日、参考資料として農業委員会等に関する法律施行規則により定める委員選任方法に基づき制定を予定させていただいております。個別具体的内容に関する内容として、本条例と同日施行予定の開成町農業委員会の委員選任に関する規則（案）を添付させていただいております。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町農業委員候補者選考委員会条例。

設置。第1条、開成町農業委員の任命に当たり、開成町農業委員候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、開成町農業委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

所掌事務。第2条、委員会は、町長の諮問に応じ、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定及び開成町農業委員会の委員の定数条例に基づき候補者の選考を行い、町長に報告する。2、委員会は、候補者の選考に当たり、推薦及び

募集に応じた候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができる。

組織。第3条、委員会は委員8人以内で組織する。2、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。(1)学識経験者、(2)自治会等地域の代表者、(3)町農業委員経験者、(4)前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者。

任期。第4条、委員の任期は3年とする。ただし、再任することができる。2、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び副委員長。第5条、委員会に委員長及び副委員長を置く。1枚おめぐりいただきまして、2、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。3、委員長は、会務を総理し委員会を代表する。4、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議。第6条、委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。2、委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。3、委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。4、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。5、前項の規定により議決権を行使した者は、出席したものとみなす。

会議の公開。第7条、委員会は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、委員会に諮った上で公開しないことができる。

秘密保持。第8条、委員は、委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

庶務。第9条、委員会の庶務は、まちづくり部において処理する。

委任。第10条、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則。

施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。

招集の特例。2、この条例の施行の日以後、最初に開かれる委員会の会議及び委員の任期満了後、最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。3、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年開成町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前のところ、1から54の後に新設をし、改正後は55といたしまして、農業委員候補者選考委員会委員を追加してございます。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正前は裏面のほうになりますけれども、先ほどと同様に1から54の後に新設をさせていただくということで、改正後、55といたしまして農業委員候補者選考委員会委員、委員長の職にある者、委員、それぞれ日額、委員長にある者が8,000円、委員が日額7,200円という報酬額でございます。

以上、説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今回、農業委員候補者の選考委員会の委員に対する報酬日額が示されたところであり、日額、委員長の職にある者8,000円、その他は7,200円というふうに報告をいただいているところなのですが、現実問題、選考するとき、これは日額ではないですか。1日で決まるということは、あり得ないと思うのです。まずは電話をするのかどうなのか、やっていただく方を探すのに対して動きが出てくると思うのですが、そのときの日当の支払いです。例えば、1時間で終わっても日当支払いをするものなのか、あくまでも、そこら辺の事前の選考の部分はボランティアで、役場に来て選考委員の方と話し合いをしたときに初めて日当が発生するのかという部分が、どのような報酬の支払いを描いているのかというのが1点、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

こちらのほうの開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償の関係でございますけれども、日額、委員が7,200円、委員長が8,000円といった部分では、ほかの1から54、そういった委員さん方を見てもほぼ同様な形になってございます。まず、1点です。

それと、あと、こちらのほうの条例のほうで規定がございまして、4時間を超えない場合は半分になるという形でございますので、委員長が4,000円、委員が3,600円という形になってございます。それで、1回では決まらないだろうといったところは、今回のこの後の補正の部分にもなっておりますけれども、1回では決まらないだろうという想定で計上させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

この後、補正の話になるので補正で質問すればいいのですが、補正を見る限りでは1回の報酬、4時間とした場合は2回になるのかもしれないのですが、1人1日分という計上がされているという部分が見えたもので、そんな簡単に決まるのかなというところで危惧しているのです。その都度、補正を入れるのかどうかという部分で。せっかく組織をこういう形で条例にして立ち上げました、でも、裏側の部分は、ある意味、ボランティアみたいではやはりいけないと思うので、その部分。

きっちり働いてもらうというのですか、活動してもらったのであれば、報酬条例のほうに上げるわけですから、それはちゃんと払っていただきたいというふうに思いますので、そこら辺を日がよかったのか時間がよかったのかというところで。自分は、どちらかという時間のほうがよかったのではないのかなというところがすごく感じられるので、どうしても全体の流れの中で日になっているのであれば、しょうがないのかなと思うのですけれども、できれば時間のほうがよかったのかなというふうに感じたのですけれども、そこら辺の検討がされたのかどうか、1点お聞きしたいのと。

あと、今日の随時会議の資料として、先ほどの農業委員会に携わるものですが、委員選任に関する規則をもらったのですが、そこに委員という、委員ですね、農業委員のあれは地区というものが定義の中で第2条のほうで定められているのですが、この部分でパレット地区が抜けているのですが、そこら辺、何か意図があったのか。先ほど課長答弁の中ではパレットに田んぼはないとは思いますが、そういう部分では候補者選任の委員会の中で地区という部分はパレットを入れても別に問題はなかったのではないかなと思うところがありますので、意図的に外した内容というのですか、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

今の2個目の質問は、既に審議が完了した議題に対してですけれども、産業振興課長、大丈夫ですか。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

山田議員のご質問にお答えします。

2問目は、規則の部分のご質問かなというふうに理解をしたところでございます。

まず1点目の報酬の関係でございますけれども、私どももいろいろ想定をした中では、1回では終わらないだろうと。想定で2回を想定させていただいているところなのですけれども、半日半日といったところで。ただ、危惧するものとしては、選考する委員さんが12名とは限りません。十数名という形で12名以上になるという形になってくると思いますので、人数が多くなってくると審議時間も長くなりますので、そういったところでは2回で済むかどうかというところもございますけれども、一応、想定は半日2回の想定をさせていただいております。

それと、地区のほうにパレット自治会が入っていないではないかというようなお話でございますけれども、こちらのほうは、農家本家のカウントでいきますとパレット

自治会には農家本家が入ってございませんので、そちらのカウントとしては入っていない。ご質問にはございませんけれども、今後は南地区の想定も入ってくると思うのですけれども、南地区も、ご承知のとおり土地区画整理事業が済みまして、ほぼ農地がないという状況になってございます。そういったところを鑑みまして、こちらのほうも入っていないという形でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（加藤順一）

委員会の報酬の単位のお話がありました。これに関しましては、今回の資料の中にもあります費用弁償に関する条例の中に定めているところではございますが、その中に時間という単位で報酬規程をしているものは徴収嘱託員の関係のみでございます。一つの項目についてご審議いただくとすれば、大体、日額、もしくは、その現実的な対応としての半日という形の単位で執行しているのが現状でございまして、この委員会に限って特に時間給を定めなくてはいけない理由はちょっと見当たらないかと、そういうふうにと考えるとございまして。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

報酬の部分で一つだけという部分で、日額というのがだめなわけではないのですが、探していくときに、そこも活動の中で時間を制約されるわけですから、吸い上げるまでの間はボランティアで、実際、人が出てきて議論するのに日当が出るとなると、まずいかなという部分があったもので。そういうボランティアにならないような形で、協力して農業委員を選出していただきたいというのが基本ベースにありますので、ぜひとも、そこら辺は協力し合いながらやっていっていただきたいなというふうに思うところであります。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

すみません。条例の説明の中でちょっと誤解を生じる点があったと思いますので、改めて1カ所だけ説明させていただきますが、農業委員の候補者選考委員会の仕事といたすのは、あくまでも、いわゆる推薦あるいは募集に応じて「やってもいいよ」という形でいただいた形の候補者の審議を行う場でございますので、そういったボランティアな活動というのは改めて求めているものではございません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

4回目ですけれどもね。山田議員、どうぞ。

○ 2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

そうなると、農業委員会の選出の人ですよ、そこら辺を選出してくるのは、どういう流れでいくのか。今の答弁だと、要は、出てきたものを審査する。当然、審査するとなると時間が読めるので、そこら辺は理解するところなのですが、そこら辺の推薦してくる、上がってくる部分では、どういう形態をとっていくのか。再度、誤解が自分もある部分があるので、説明をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

ご説明させていただきます。

推薦の部分ですけれども、規則の第 3 条のところに規定がございまして、地区からの推薦という形、それと主に農業者をもって組織する団体からの推薦、それと一般募集と、この 3 本立てになっているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員、いいですか。

それでは、ほかに質疑はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、ないようですので討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第 6 2 号 開成町農業委員候補者選考委員会条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。